**第１回　大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会　議事録**

日時：平成30年２月１日（木）　午前１０時から正午まで

場所：ホテルプリムローズ大阪　高砂

出席委員

　嵐谷　安雄　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　評議員

　大﨑　年史　　社会福祉法人　四幸舎和会　くりのみ園　施設長

　尾形　義則　　大阪労働局　雇用環境・均等部　指導課　統括労働紛争調整官

小山　操子　　弁護士

◎津田　耕一　　学校法人　玉手山学園　関西福祉科学大学　教授

坪田　真起子　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　大阪後見支援センター　所長

徳丸　祥子　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　地域福祉部長

那須　顯一　　株式会社　日本シンクタンク　代表取締役

西野　元啓　　富田林市　子育て福祉部　障がい福祉課長

東野　弓子　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事

山上　時津子　公益社団法人　大阪社会福祉士会

山本　勝子　　公益社団法人　大阪府精神障害者家族会連合会　監事

横田　豊　　　大阪府警察本部　生活安全部　生活安全総務課　ストーカー・DV情報

担当課長補佐

　◎　会長

○事務局　それでは、定刻となりましたので、ただ今から大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会を開催いたします。委員の皆さま方におかれましては、業務ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局職員の紹介をさせていただきます。障がい福祉企画課課長補佐でございます。生活基盤推進課課長補佐でございます。その他関係職員が出席ししております。

会議の開会に先立ち、事務局を代表いたしまして、障がい福祉企画課課長補佐よりご挨拶申し上げます。

○事務局　皆さま、おはようございます。障がい福祉企画課課長補佐でございます。まずは冒頭一点、お詫びがございます。事務局の日程の調整が至らず、本日大阪府議会の政調会が開催しておりまして、本来出席すべき障がい福祉企画課長が本日欠席させていただくことになりましたので、申し訳ございませんがご了承よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げさせていただきます。委員の皆さま方におかれましては、お忙しいところ、当部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平素より大阪府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成２４年１０月に障害者虐待防止法が施行され５年が経ちました。本府におきましては、市町村や警察、労働局といった関係機関の皆さまと連携しまして、虐待防止の体制整備や広報啓発活動などに取り組んでいるところであります。

平成２８年度の大阪府内の障がい者虐待の対応状況につきましては、本日の議題にもあげさせていただいておりますが、その概略を申し上げますと、大阪府内における虐待の通報件数、認定件数は、全国でもっとも多い状況となっております。通報件数が多いことにつきましては、大阪府民の皆さまの意識の高さの表れであると感じており、また、市町村、警察、労働局など、関係機関の皆さま方が連携し対応した結果、認定件数も多くなっているものだと考えております。

しかしながら、多くの虐待が起こっている事実は重く受け止めなければなりません。今後、さらに虐待対応力の向上と防止に取り組んでいかなくてはならないと考えているところでございます。

本日は大阪府の障がい者虐待の対応状況や体制整備、取り組みの現況のご報告を申し上げます。また、昨年末に寝屋川市で起こった監禁による死亡事件に関しまして、皆さまもご存じのことと存じますけれども、その概略をお伝えさせていただきます。

委員の皆さま方には、本日は忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○事務局　本日は１３名の委員に出席いただいておりますので、本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。次第、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会運営要綱、委員名簿、配席図、資料１、資料２、参考資料としまして、平成２８年度大阪府内の調査結果公表資料と、障がい者虐待事案について、新聞記事の写しを配布させていただいております。不足している資料はございませんでしょうか。

では、大阪府障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。なお、本部会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開を実施することといたします。本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容について、ご議案いただく場合には、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、委員の皆さまでプライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申し付けくださいますようお願いしたします。

ここからの進行は部会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いしたします。

○部会長　皆さんおはようございます。本日は2時間という短い時間ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って、議事を進めてまいりたいと存じます。本部会は障害者虐待防止法の第３９条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために実施されています。また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思っております。

それでは、議題１の平成２８年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況についてから始めたいと存じますので、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局　事務局です。平成２８年度障害者虐待防止法にかかる大阪府内の対応状況についてということで、資料1をご覧いただきたいと思います。平成２９年１２月２７日に平成28年度の公表がされておりまして、その一部を抜粋して資料とさせていただいております。本部会では、平成２８年度における大阪府の特徴を説明させていただきますが、国の調査項目が多岐にわたることもございますので、詳細につきましては、参考におつけしております「平成２８年度大阪府内市町村における障がい者虐待対応状況と大阪府の取組み」をご参照いただければと思います。

それでは資料の説明に入らせていただきます。スライドの１ページ目、大阪府内及び全国の状況に関する表をご覧いただければと思います。この表では平成２８年度の数字を記載しておりすけれども、件数の後ろの（かっこ）内の数字は、平成２７年４月から平成２８年３月までの対応状況ですので、比較してご覧いただければと思います。

養護者による障がい者虐待は、相談・通報・届出件数は大阪府９０８件、虐待と判断した件数２０１件と、いずれも全国最多でした。大阪府は相談・通報・届出件数は４．７％（パーセント）増、判断件数は２７．９％減、認定率２２．１％と、認定率は全国の３３．４％に比べてやや低くなっております。また養護者虐待については、大阪府は全国の通報の１９．７%、判断は１３．１%を占めております。大阪府の人口は全国の７%を占めているのですけれども、判断については１３．１％という結果になっております。

また全国では、相談・通報・届出件数が４，６０６件と平成２７年度に比べてやや増加しており、虐待と判断した件数は１，５３８件とほぼ同じ、認定率は昨年よりやや減で３３．４％となっています。

次に、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について、大阪府は通報件数２４０件、虐待と判断した件数は大阪府が５３件で、いずれも大阪府が全国最多となっております。全国では通報は２，１１５件で平成２７年度よりやや減、判断件数は４０１件で１５．５％増加しております。大阪府は通報件数は７．９%増加しておりまして、判断件数は１５．１%増加しているという結果になっております。都道府県別につきましては後ほどお伝えさせていただきます。

また、使用者による障がい者虐待については、市町村・都道府県の通報等受理につきまして、相談・通報・届出件数が大阪府６７件、全国７４５件となっております。

参考として、労働局の対応使用者による障がい者虐待対応状況を一番右側に記載しております。簡単に数字だけご紹介いたしますと、相談・通報・届出件数は大阪府では１０４事業所、全国では１，３１６事業所、虐待と判断した件数は大阪府５２事業所、全国５８１事業所という結果になっております。

次に、大阪府の状況について、養護者、施設従事者、使用者と比較いたしまして説明をさせていただきます。スライドの３ページ目ですが、昨年度同様、養護者においては警察からの通報の割合が非常に高くなっております。施設従事者等におきましては、相談支援専門員や施設職員など支援者からの通報、それから使用者におきましては、本人からの届出・相談の割合が高くなっております。

続きまして、スライドの４ページ目をご覧ください。虐待類型の件数および割合についてです。養護者、施設従事者、使用者別で比較をしております。養護者と施設従事者においては身体的虐待と、次いで心理的虐待が多いのですが、使用者におきましては経済的虐待が多くなっております。

下のスライドに移りまして、被虐待者の障がい種別ごとの件数および割合についてお示ししております。養護者では、大阪府では昨年度に引き続き知的障がい、次いで精神障がいが多くなっております。施設従事者等、使用者では知的障がいの割合が高くなっています。

次のスライド、６ページ目から８ページ目につきましては、それぞれ性別や年齢、行動障がいの有無、虐待者の年齢についてお示ししております。時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、またご確認をいただければと思います。

次に、養護者、施設従事者、使用者のそれぞれ傾向についてお伝えさせていただきます。まず、養護者による虐待についてです。スライドの１１ページ目をご覧ください。都道府県別に見た養護者虐待による障がい者虐待の件数をお示ししております。通報件数につきましては、大阪府が９０８件、次いで北海道が３２８件、東京都が３０８件となっております。また、虐待の認定件数なのですが、大阪府が２０１件、次いで愛知県が１１３件、そして東京都が１０１件という結果となっております。

次のスライド、１２ページ目に移っていただきまして、大阪府の養護者虐待における通報件数の経年比較をお示ししております。警察の割合が高いのがこれまで同様に大阪府の特徴として挙げられます。全国の警察からの通報件数の４５．８%が大阪府の通報件数、約半数を占めていることになっております。また、通報を受けてから事実確認をおこなうまでの日数についてなのですが、事実確認をおこなった６２３件のうち約7割が2日以内に確認をおこなったという結果となっております。

下のスライドに移りまして、１３ページ目、養護者虐待における虐待の類型や被虐待者の障がい種別について経年比較をさせていただいております。認定された虐待におきましては、身体的虐待、次いで心理的虐待といった傾向は変わらずなのですけれども、経済的虐待がやや増加傾向となっております。先ほど申し上げましたように、昨年度に比べますと知的障がいの割合が増加しておりまして、精神障がいが減少傾向になっております。

次のスライドに移っていただきまして、１４ページ目です。被虐待者から見た虐待者の続柄についてですが、今年度につきましては、母が最多で、次いで父。夫の割合につきましては年々減少している結果になっております。

下のスライド、１５ページ目なのですが、こちらは被虐待者の障がい種別と虐待の類型の関係、それから被虐待者の障がい種別と虐待者の続柄の関係についてお示ししております。上段の被虐待者の障がい種別が身体障がいにおきましては、放棄・放置の割合が、知的障がいにおいては、経済的虐待の割合が、精神障がいにおいては、身体的虐待の割合が、他の障がい種別に比べてそれぞれ高くなっています。

下の表に移ります。被虐待者の障がい種別が身体障がいにおきましては虐待者の続柄が母の割合が、知的障がいにおいては母、次いで父の割合が高くなっております。また、精神障がいについては、虐待者の続柄が夫の割合が高く、約半数という結果となっております。

次のスライド、１６ページ目なのですが、こちらにつきましては、認定された件数のうちのものですが、上段には被虐待者の障がい種別と通報者、また下段には、虐待者の続柄と虐待種別についてお示ししております。

まず、上段ですが、被虐待者の障がい種別が身体障がいもしくは知的障がいの場合には、相談支援専門員や施設・事業所の職員からの通報の割合いが多いのですが、被虐待者の障がい種別が精神障がいの場合は、警察からの通報が最も多く、他の障がい種別と比べて相談支援専門員や施設・事業所の職員からの通報割合が低くなっております。

また下段に移っていただきまして、虐待者の続柄と虐待種別についてですが、虐待者の続柄が母の場合には、放棄・放置、経済的虐待の割合が、他の続柄に比べて高くなっておりますのと、虐待者の続柄が夫や父の場合、身体的虐待の割合が高い傾向が見られております。

続きまして、１７ページ目、養護者による虐待についてその他の状況についてお示ししておりますのでご確認をいただければと思います。

続きまして、障がい者福祉施設従事者等による虐待について説明させていただきます。スライド１９ページ目、都道府県別の件数でございます。通報件数ですが、大阪府が２４０件、次いで東京都が１７０件、次いで千葉県が１３２件となっております。虐待の認定件数ですけれども、大阪府が５３件、愛知県が３１件、千葉県が３０件という結果となっております。

次のスライド、２０ページ目に移っていただきまして、通報・相談の件数についての経年比較をお示ししております。大阪府では当該施設・事業者の管理者や職員の通報が昨年度に引き続き通報件数の約３割を占める結果となっております。

また、下のスライドに移っていただきまして、２１ページ目、虐待の類型と被虐待者の障がい種別についてです。虐待の類型は身体的虐待が最も多く、次いで、心理的虐待となっております。障がい種別では、知的障がいの件数が最多となっております。

次のスライドに移っていただきまして、２２ページ目、２３ページ目、上下のスライドで全国と大阪府を比較できる形となっているのですが、こちらが虐待の認定のされた事業種別の経年比較を、全国、大阪府で比較しております。全国では障がい者支援施設が多い一方で、大阪府は、共同生活援助や放課後等デイサービスの件数がやや多いという結果となっております。また、いずれの件数も昨年度より増えているのは、全国も大阪府も共通しております。

次のスライドに移っていただきまして、２４ページ目、虐待をおこなった障がい者福祉施設従事者等の職種は、こちらも大阪府と全国を比較させていただいております。平成２８年度は大阪府では生活支援員が多く、次いで世話人、管理者という順となっております。

次のページに移っていただきまして、使用者虐待についてです。スライドの２７ページ目ですけれども、使用者虐待における通報・届出相談者の経年比較とさせていただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、本人からの通報・相談が最も多いという結果になっております。

また、次のページなのですけれども、参考に、大阪労働局の受けた障がい者虐待についての資料をこちらにお示ししております。大阪労働局に寄せられた通報・届出は１０４事業所、うち虐待認定されたのは５２事業所という結果でした。

また、障がい種別につきましては、知的障がいが最多、虐待の種別は経済的虐待が多くなっており、最低賃金割れなどが多いものと思われます。

最後に虐待対応状況の傾向をまとめておりますので、ご覧いただければと思います。また、１枚もので参考に、平成２８年度の障がい者虐待の状況にかかる比較ということで、養護者による虐待、施設従事者等による虐待、手帳所持者１万人当たりの認定人数で、それぞれについてお示ししておりますので、またご確認をいただければと思います。大阪府より、障がい者虐待の対応状況については以上です。

○部会長　ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、ご不明な点等ございましたら、ご質問等お願いいたします。いかがでしょうか。

○委員　ご質問でよろしいですよね。大阪府はやはり警察への通報がとても多いということで、前々からその点については、何かの機会に申し上げたことがあったかもしれないのですけれども、通報はとても多いことについては、できるだけ早く虐待を発見するという意味で、とてもいいことだと思っておりまして、警察にはたいへんご苦労をおかけしているのではないかと思っているところなのですけれども、警察に通報があった件について、その後きちんと事実確認がなされているのかどうかとか、事実確認がなされない状態で、つまり虐待ではないと判断しているものはどの程度あるのかとか、そういう内容についてお尋ねをしたいと思っています。なおかつ警察に通報があったものについては、どこかに書いてあるのかもしれないのですけれども、どういった虐待が多いのかということで、その傾向もお教えいただけたらと思うのです。通報が多いことは悪いことでは決してないと、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、警察のご負担とか、その後警察から通報された後に動く虐待対応の方々のご負担などを考えると、合理的にしなければいけないというのもあろうかと思っているところでもあるので、そういう点について警察でどうお考えなのかも含めて、お聞かせいただけたらと思っているのが１点です。後は、大阪府の特徴として施設従事者等による虐待については、放課後等デイサービスの割合が全国に比べたら、すごく多いと思うのですが、共同生活援助もそうですけれども、それについては何か要因があるのか、大阪府で分析されているかをお尋ねができたらと思います。以上です。

○部会長　ありがとうございました。1点目につきましては、これは何か。

○委員　いつもお世話になってます。まず通報が多い理由なのですが、これにつきましては、障がい者虐待というだけでくるものであれば、それほど数は多くありません。ただし、ＤＶ、児童虐待、高齢化社会全体、その他も、被害者が障がい者の方であると認知すれば当然警察として関わる義務がありますので、通報する、と。昨年、平成２８年は８，９３２件、これはＤＶによる通報の数です。今年、平成２９年がそれより若干減っているのですけれども、やはり高齢者虐待等と合わせると、やはり１万件近くなってくる。そのうちで考えるとやはり精神疾患を患っている方などもかなり多いので、その中で障がいがあると認知すれば通報というところでやっているのが、通報件数が多いという理由だと思います。

それと通報後の確認なのですけれども、当然事件化して逮捕したりなどもあります。こちらでも分かるのですけれども、通報したら各市区町村から回答をいただくことになっています。ただ、その回答が内規で概ね1カ月で、市区町村から問い合わせがなければ、その対応結果を聞きなさいという形になっておりまして、それで本部へ来るという形になっております。

それと通報した後、どれだけの認知、認定をしているかというところの数値までは、今は把握していないので、申し訳ないですけれども、ご理解いただきたいと思います。

先ほど言いました傾向というところでは、他の事案でも障がい者虐待事案に絡んでくることが多いところでございます。厚生労働省から言われていると思うのですけれども、警察の場合は明らかな虐待があるかどうか分からない場合、養護者に当たるかどうか分からない場合等々不明な点があろうかと思います。その場合でも通報してくださいということで、警察庁と詰めたうえで文書を流してきていますので、認知すれば全件通報という形なので多いというところでご理解いただければと思います。これでよろしかったでしょうか。以上でございます。

○部会長　1点目に関して事務局から何かご発言はございますか。

○事務局　事務局です。都道府県では養護者虐待を直接通報として受理しているわけではございませんので、個別のケースの傾向はなかなか分からないところは正直あるのですけれども、先ほど委員からお話いただきましたように、各市町村でよくお聞きするのはやはりＤＶで通報がありまして、そこで精神障がいが疑われる。ただその時に警察ですでに処理が終了している場合ですとか、虐待というよりも、どちらかというと家庭内での喧嘩といったものと捉えたものについて、あとはどう対応するかは各市町村かと思うのですけれども、個々に対応の仕方は異なるものと大阪府では考えております。以上です。

○部会長　2点目につきましては、事務局からどうでしょうか。

○事務局　事業所施設の指導とか指定の業務をおこなっております。今、委員からご質問のありました放課後等デイサービスと共同生活援助のグループホームが全国に比べて多いのではないかという質問なのですけれども、われわれは分析をしてみまして、まず放課後等デイサービスについては、昨今問題に挙げられておりますけれども、施設数が非常に増加していることがまず一つの要因ではないかと思います。大阪府内については昨年の１．３５倍ぐらいに膨れ上がっているという状況がございます。これを全国の総施設と放課後等の全部の施設数から見まして、約１割を占めるということで、東京都の１．3倍ぐらい放課後等デイサービスが増えているということで、施設が増えているということが一つの要因ではないか、と。それから支援の質が悪いのではないかということが課題として全国的に挙げられておりまして、そういった意味で指導の立場、われわれ自治体側も目を光らせるということで、集中して実地指導に回ったりしております。その目が行き届いているということで、特に大阪府は増えている要因であると分析をしております。それからグループホームについては、大阪府ではトップなのですけれども、全体の割合で言いますと、大阪府の中では２３ページにありますように１１件ということで、割合で見ますと２０％なのです。全国の割合も全国は７６件ということで、これは割合で見ますと１９％ですので、ここは割合で見ますと全国とそんなに差異はないかと。ただ、生活の場となっておりますので、入所施設含めて利用者の方の寝泊まりをされるということで、支援の接触の時間が長いということで、やはり虐待につながる可能性は高いのではないかと思っております。以上でございます。

○部会長　はい、ありがとうございました。他に何かよろしいでしょうか。

○委員　大阪府で警察からの通報があった件数の件ついて、その後なかなか追跡して調査ができないところなのかもしれないのですけれども、この集計を、１６ページとか１５ページでされていますけれども、もう少しクロス集計を、例えばそれぞれの警察でこだわるわけはまったくありませんが、数量のところから通報件数について、その後事実確認がなされたかということであるとか、どういう虐待として認定をされたかということについて、各集計をされると、もう少し分析がしやすくなると思っていて、そういうことがたぶんできるのは大阪府ではないかと、私自身は思っています。各市町村がもちろんクロス集計しても構わないのですけれども、全体的な傾向が大阪府だと思いますので、そういったクロス集計についてもご検討いただけたらいいかと思いました。

○部会長　事実確認は必ずやっているものでは。

○委員　虐待ではないと考えられたら、事実確認しないものもあるかと。

○部会長　そういうことを含めて、虐待ではないかとまず調査していくものと思うのですが、その上で大阪府から何かございますか。

○事務局　事務局です。先ほど通報があった後の事実確認の有無のことですとか、認定された虐待の種別のところなのですけれども、まず通報があったものについて、認定されたものは国の調査項目で、それぞれ事実確認が何日以内になされたかですとか、どういう虐待だと認定されたかとは、記載してもらっているのですけれども、認定されていないものについて、調査項目で記入するようにはなっていないところがありまして、仮に事実確認を行って認定をされなかった場合について、ここの調査の数字として上がっていないものもあります。ここに数字として上がってはないのですけれども、事実確認をした結果、虐待ではないと認定されたものについて、その事実確認を1日でやったのかとか、3日でやったのかというところまでは、調査で把握できていないところがございます。

○委員　私が申し上げたのは、虐待だと認定されていないこと自体が問題だという趣旨で申し上げたのではなく、問題は通報があった中で、それが最初の窓口の相談とか通報を受けた段階で、虐待だと考えられずに事実確認をしなかったというようなものがあるのかどうかということと、その後事実確認がなされた結果、どういう虐待だというふうに認定されたかということについては分かるはずですから、そういうものについてのクロス集計したらもう少し分析ができると申し上げたものです。通報とか相談を受けても事実確認をしないものについては、一定数あるということはその後の資料にも出てくると思いますので、その当たりのクロス集計は可能だろうだと思っていますが、違うのでしょうか。

○部会長　通報があればこれは各市町村、必ず確認しますよね。調べるのもある。

○事務局　虐待防止センターで通報が受理され、お話を聞いて、実際にどの時点でこれは虐待ではないと判断するのか、通常はコアメンバー会議で市町村の管理職が集まって判断することになります。事実確認をどうするか、緊急性があるかないかもそこで判断されるのですけれども、なかなか通報もいろいろなご相談がありまして、具体的にどういうご相談かはなかなかお伝えしにくいのですけれども、例えば誰かに暴力を振るわれているとか、暴言を言われているとかではなくて、生活相談みたいなものも時には入ることはあるかと思うのですけれども、そういったものについては、事実確認というよりは、支援で市町村さんは入られるということもあると思います。今、おっしゃられたみたいに認定されたものについて、もちろんどういう虐待とされたかを、できる限りのクロス集計、事実確認もどれぐらいなされたのかにつきましては、ご意見を参考にさせていただいて、今後の分析などに活用させていただきたいと思います。すみません、委員の趣旨をキャッチできず申し訳ないです。

○委員　今日の資料の平成２８年度大阪府内における障がい者虐待対応状況と大阪府の取組みについてという最後の資料としてついていると思いますけれども、そこの５ページの事実確認の状況のところで、事実確認がおこなわれていない事例２８６件の内訳で相談通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく、事実確認、調査不要という事例があると書いてあって、それについては、結局は先ほど部会長のお話にありましたけれども、事実確認をおこなっていない事例で、明らかに虐待ではないと思えるものについては事実確認をしないというものがたくさんあるとここに書いてありますけれども、明らかに虐待ではないと判断をしたことについての根拠も、できれば確認をしていきたいと思っているところもありまして、先ほどのような発言を私はしたものです。

○部会長　これはまた後で議題の２で説明をいただくのですかね。わたしは調査は必ずすると思っていたのですけれども、通報段階で明らかに虐待ではなく、事実確認が不要と判断した事例が、２３５件というところで、これについてその根拠みたいなものがもう少し明確になればいいと思います。これが本当に虐待でないのかどうかが、ひょっとしたら虐待かもしれないのに、虐待でないと判断されてしまったことがあったとすれば、非常にまずい状況になると思うのですけれども。

○委員　今年度、恥ずかしい話なのですけれども、うちの事業所で、利用者の方に精神的な虐待をしたということで、虐待防止センターに私自身が通報させていただきました。どういう内容なのか少し簡単に言いますと、利用者が玄関先で失禁してしまった際、職員がその場で着替えさせて、その状況を発見した人が、おかしいのではないかということで、報告が入りました。それはいけないということで、事業所で事実確認をして、通報をしました。通報して、私自身で説明させていただいて、では、事実確認に来たかと言えば、事実確認に来られませんでした。今年度の話なのですけれども、それが事実確認が来なかったけれども、精神的な虐待であると認定されたかどうかというのは、まだ今年度の話ですからどうなったのかは分からない。そんな状況もあるということです。

○部会長　通報したけれども、受けた側が話を聞いて、どういう判断か分かりませんが、たぶん虐待でないだろうと判断したのだろうと。虐待と判断するとか、疑わしければ必ず確認に行くと思うのですけれども、その後に連絡はなかった？

○委員　いや、ありませんでした。

○部会長　その辺の対応がどうかというところのご指摘だと思いますので、これについてはまた各市町村にでも、どういった状況なのかが分かれば、またご確認いただけたらと思います。その他、よろしいでしょうか。

なければ続いて、議題２、大阪府および市町村における障がい者虐待防止の取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料２のご説明をさせていただきたいと思います。資料２をご覧いただきたいと思います。まず上段、平成２９年度の大阪府障がい者虐待防止対策支援事業の主な取り組みからご説明させていただきます。

目的の１、市町村の虐待対応力の向上についてですけども、その①、市町村職員向け虐待対応研修の強化というところです。まず、異動や新規採用などで、障がい者虐待対応に初めて従事する市町村職員を主な対象として、基礎研修をおこなっております。

基礎研修は、平成２９年度は5月に実施し１１２名の方に受講いただいております。基礎研修は、講義と演習で構成しており、講義としては、基礎的な内容を押さえる形として、障害者虐待防止法の理解、虐待対応における権利擁護の視点、といった内容でおこなっております。他にも、大阪府警、大阪労働局の方にも講師としてご講義をいただいております。そのような内容を盛り込むことで、それぞれの役割が明確になり、スムーズな連携に繋がるものと考えております。基礎研修の演習としては、養護者虐待に係る事例を通したグループワークをおこなっております。演習を通して、虐待対応の初動期対応、虐待対応の流れをご確認していただくことを重点としております。

次に、現任研修としては、管理職向けと虐待対応を複数年担当している担当者向けの研修として実施しました。

管理職向け研修は、平成２９年度より実施しております。平成２９年度は７月に実施いたしております。施設従事者虐待において、管理職やサービス管理責任者からの虐待も一定数見られるということや、管理職の意識がその組織の虐待対応の濃淡にも影響を与えるであろうことから、新たに実施したものとなっております。内容としては、弁護士からの講義、市町村の管理職の方からの講義として実施しております。

現任研修としては、平成３０年１月、つい先日ですが実施いたしました。あと３月にも実施予定になっております。内容としましては、養護者虐待においては養護者の支援という視点も求められることから「家族関係の見立て」といった講義や、障がい者虐待に絡んで理解や対応が求められる成年後見制度、ＤＶ、そういった内容をプログラムの一つとしても入れているとなっております。また、平成２９年度より、国（厚生労働省）の、障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の内容を踏まえまして、「司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法」を研修内容に含めております。ここまでの内容につきましては、参考資料1としてまとめていますので、またご確認いただけたらと思っております。

次に②市町村虐待対応ワーキングの継続ですけれども、平成２９年度も８市にワーキングにご参画いただきまして、また、③で述べるのですが弁護士、社会福祉士の先生にも参画いただきまして、養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待の検証をおこないまして、虐待対応力の向上に努めているところでございます。

また、成年後見制度に関するアンケートをおこないまして、虐待対応を進める中で、成年後見制度の活用を検討する上で課題となるポイントなどの知見を得ております。

また、後に述べるのですが、障がい者虐待防止に関する体制整備調査の実施に則しまして、その調査項目についてこちらのワーキングの中でもご助言をいただいております。

③専門性強化事業につきまして、市町村におきまして、対応が困難な虐待事案があれば、弁護士の先生、社会福祉士の先生を大阪府から派遣いたしまして、その困難事案の対応を検討する事業となっております。平成２９年度の実績は8件になっております。こちらを活用して、②のワーキングにも、弁護士、社会福祉士の方にも参加していただいております。

目的の2ですが、障がい福祉サービス事業所における虐待防止ということになります。その④事業所職員向け虐待防止研修の継続実施ですが、こちらは、主に障がい福祉サービス事業所の管理者の方を対象とした研修になっておりまして、講義と事例を用いた演習で構成しております。

こちらは、国（厚生労働省）の、研修の伝達研修の位置づけでもありまして、平成２９年度は全体講義には１，０００名を超える方に受講いただいております。演習は計４日間おこないまして、こちらも４００名を超える方に受講いただいております。

この研修に先立ちましては、国研修を受講する必要があるのですけれども、国研修を大阪府職員と民間施設長2名にも受講していただきまして、民間施設長の方にも研修の講師役を担っていただいております。そのような形を取っていくことで、民間の障がい福祉サービス事業所における虐待防止の裾野が広がっていくことも期待しているところでございます。この今説明させていただきました研修につきましては、参考資料2としてまとめておりますので、ご確認いただけたらと思います。

次に⑤実地指導とありますけれども、まず５、６月に全事業者を対象に集団指導をおこないまして、その後、実地指導を行っています。

目的の3、関係機関との連携ですけれども、その中で⑥です。使用者虐待の対応としては、参考資料3をご覧いただきたいと思っております。使用者虐待の対応スキームとしましては、左側が厚生労働省のスキームとなっております。使用者による障がい者虐待の通報、届出を市町村が受けた場合、まず市町村が事実確認をおこなう。その後、都道府県に通知をいたしまして、都道府県も必要に応じ事実確認をおこなう。その上で、各都道府県の労働局に報告をおこないまして、その労働局において関係法令に基づく指導等がおこなわれるという流れになっております。

それに対しまして、右側にお示ししているのが大阪版となっております。厚生労働省のスキームにおきましては、その対応に時間がかかることもございまして、大阪版においては、よりスムーズな対応をおこなうためにも市町村、大阪府、大阪労働局が適宜連携いたしまして、調査をおこなうことにしております。その上で、大阪労働局においては関係法令に基づく指導等がおこなわれることになっております。このように、適宜連携した対応をおこなうために、大阪府と大阪労働局につきましては、定期的、月に1回程度の実務者会議をおこなっております。

資料戻りまして、⑦のＤＶ対応における連携としては、市町村の障がい者虐待対応職員向け研修にＤＶに関する講義を盛り込み、一方、市町村ＤＶ担当職員向け研修には、障がい者虐待に関する講義を導入することで、それぞれの理解を深めることにしております。ここまでが、資料2上段の説明となります。

続きまして、下段をご覧いただきたいと思います。平成２９年度、大阪府内市町村に対しまして、障がい者虐待防止の体制に関するアンケートをおこなっており、その概要をお示ししております。中身としては、各市町村においてどのような関係機関と連携をおこなっているか、また、各市町村において虐待防止研修をおこなっているか、分離のための居室の確保、やむを得ない事由による措置に関する対応状況などの項目をまとめました。聞き取ったアンケート内容につきましては、市町村にフィードバックしまして、広く虐待対応における参考としていただいています。

その右側、レビュー会議、大阪府レビューシートになりますけれども、大阪府レビューシートを平成２７年に策定しておりまして、平成２８年、２９年度に若干の改訂をおこなっております。このレビューシートは大阪府内市町村にお配りさせていただいております。レビューシートについてですが、市町村が虐待事案の通報・届出・相談を受理してから、その後の対応状況について記録をしていくための台帳となっています。レビューシートを活用することで、虐待事案の対応状況を組織として共有しやすくなり、また、これを活用してレビュー会議をおこなうことで、虐待事案の一覧を振り返ることができます。そのような形を取ることで、虐待事案の中で対応が滞っているものがないか、支援策の見直しを必要とするものはないか、また、虐待対応の終結の判断を組織としておこなうことができます。このような取り組みは、大阪府内市町村において平成２７年度と２８年度と広がりを見せている状況となっておりまして、必要に応じて適宜周知などおこなっていきたいと考えております。

少し長くなってしまいましたけれども、以上で資料2の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○部会長　はい、ありがとうございました。それではただ今の大阪府の取り組みについてご質問がございましたらお願いいたします。

○委員　今、いろいろな研修ですとか、取り組みをされていて、熱心にされていることは今伺ったのですけれども、こういった事業に社会福祉法人だけでなくて、いろいろな主体が参画してきていると思います。特にＮＰＯについても、大阪府の場合は権限委譲を上手にされていて、ＮＰＯ法人を立ち上げるのを割と短期間にされていますし、そういった中での審査とか指導をされていると思うのですけれども、ＮＰＯということで、社会福祉法人よりも少し基準が緩めなのかという感じに受けています。同じ事業をされているという中で、法人運営と処遇と、それから職員の処遇と利用者の処遇はいかにされているかをちゃんと確認するという力について、市町村に権限移譲をされている中で、大阪府は関与できないのでどうしても市町村がするということになるかと思います。しかし、市町村はNPOにお世話になりたいところもあって、難しいと放り出されたら困るとか、みんな行ってもらわないと、行くところがない人は困るからということで、なかなか厳しいことが言いにくい。

それから処遇についてもかなり職員が知っておられないと、障がい者虐待のことだけが分かっていても、対応できないのです。経営者のほうがむしろ長けていて、いろいろなやり方を知っているということが、見受けられると思います。そのあたりは少し気になることがあるのですけれども、実際に市町村の法人を指導される局と、処遇のほうを見ていかれる局と、法人を設立したりするところの機関とうまく力を持ってしっかり現実の状況を見極めて、指導ができているかどうか、非常に気になるところです。そのあたり虐待の方だけに聞いても無理なのかもしれないですが、障がい者虐待の防止をしようとすれば、そういったところが連携してちゃんとやっていただかないと、ちゃんとした指導ができないと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局　指導のお話が出ましたので、私から回答をしたいのですけれども、権限移譲ということなのですが、法律で障がい者の成人の方の施設については、政令中核市は権限で移譲されておりまして、当時の橋下知事の時代に条例に基づいて、その他の市町村にも権限移譲しております。これは大阪府の指導権限の移譲は全国的にも特徴的なことでございます。

ただ、条例、法令で権限移譲しておりますので、最終判断は当然各自治体になるのですけれども、先ほどおっしゃられましたように市町村によってはなかなか指導力がないのではないかというあたりについては、われわれも権限移譲したので、後は知らん顔しますということではなくて、情報共有、相談、市町村から日々電話等入ってきますので、その時にはその対応をし、同行してほしいというお話であれば、スケジュールの都合もありますが、まだ不慣れな職員さんがおられる場合は同行して、こういう形で指導していくということもしておりますし、それから年に2回ほど各権限をお持ちの自治体に集まっていただいて、情報交換、意見交換の場も持っておりますので、そこは一つできる限りのことはやっているつもりでございます。

もし、具体的にどの自治体の対応が悪いとかいうお話があればまた言っていただければ、今の時代ですので、大阪府からこうしなさいということはできないのですけれども、助言はできますので、また情報提供していただければと思っております。

○部会長　では、委員。

○委員　どうぞよろしくお願いいたします。基本的な質問なのですけれども、やむを得ない理由による措置に関する対応状況があるのですが、このやむを得ない理由による措置に関する対応、要するに措置で何かをしたことを実施した市町村の件数ということでしょうか。

○事務局　虐待の中で重大な虐待、深刻な虐待事案の場合に、その虐待者と虐待を受けている方を少し離さないといけない事案が中にはございまして、そういう事案について、虐待者と被虐待者を離すような対応をしたかと、虐待防止法に乗っ取って、そういう対応をしたものです。

○委員　ありがとうございます。そういたしますと、要するに分離ということの措置の件数ですか。

○事務局　分離の中でも措置ではなく、契約で短期入所などで分離するケースもあるのですけれども、中には契約ではなくて措置で対応しなくてはいけないようなケースもあります。すべてが必ずしも分離と言うわけではないのですけれども、多いのはやはり保護する段階で、すぐに養護者、ご家族さんと離さなければならないということで、どこか入所施設ですとか、ショートステイのところに措置で一時的に離すというケースが多いと思います。

○事務局　もう1点補足しますと、以前は障がい福祉サービスは市町村措置という形でやっていたのです。平成１５年以降は新規制度から契約に基づいて福祉サービスを利用するという原則になってきた。その流れでやはりいろいろな事情でサービスにつながらないという時には、身体障害者福祉法であるとか、知的障害者福祉法に基づいて市町村が措置し、皆さんにサービスにつなげると、一定収まりがついて契約に移行するというシステムになっておりますので、そういった取り組み、その措置をやることはやむを得ない事由による措置という言い方をします。そのケースということでございます。

○委員　はい、分かりました。どうもありがとうございました。

○委員　この障害者虐待防止法というのは、一番最初から防止に力を入れてるはずですが、ずっとこの委員会に出席していると、虐待があってその事案に対応をどうしたかということが多いように感じておりまして、私は親ですので、その養護者虐待が多いところも、なかなか虐待をしていることが分からない、知らない間に起こっているということを、養護者の方々に、もっと市町村や大阪府が啓発であったりとか、広報していかなければいけないのではないか、このまま同じことを続けていても、養護者虐待は減らないのではないかと感じています。そういうところもこの取り組みでいいのかと今日感じているので、何か対策を考えていくことが必要ではないかと思っています。以上です。

○事務局　はい、ありがとうございました。委員の発言のとおりこの法律の目的はまずは養護者支援とか法律、委員のいうとおり、まずは事前防止が重要なことだとわれわれも認識しております。そういったご意見をいただきながら、また市町村等の勉強会も引き続いてやっていきますし、市町村においては独自の研修も実施しておりますので、そこで例えば住民への理解を深めるようなものを、一部取り組んでいらっしゃる市町村もありますので、そういった事例も他の市町村にも共有しながら、取り組みが広がるようにわれわれも努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○部会長　少し余談なのですけれども、大阪府下のある市が今度住民の方を対象とした虐待防止の研修について、今のご意見がすごく参考になったので、虐待を発見するとか、そういったところが主な話かと思ったので、やはり虐待防止の話をしていかなければいけないと思います。地道な活動もありがとうございます。はい、それでは委員。

○委員　今年度大阪府の障がい事業所の職員向けの虐待防止研修のお手伝いを今年もさせていただきました。内容は参考資料を見ていただいたら、そういった内容なのですけれども、その感想と、もう少しこうしてほしいという意見を述べさせていただきたいと思っています。

今回の研修の内容は、どこの事業所でもありうる、本当にあるあるのケースを作っていただきました。ケースはよく練られていたと思います。虐待の芽がどこにあるのか、それと通報義務への気づきを導いていくような事例でした。グループワークというか、一人一人のワークシートに書いてあるものを、私は覗きながら見ていたのですけれども、虐待の芽を書き出すにあたって、私だったら１０以上虐待の芽を書き出せるはずなのだけれども、見ると二つ三つとか、そういう虐待の芽しか挙げておられない方も事実参加者の中には多数おられたと思っています。それと演習は段階に分けて進められていったのですけれども、早い段階で通報義務をしなくてはいけないというグループ討議をしていたグループも、かなり少なかったように思っています。それが大阪府の研修に参加しておられる方の実情でもあるのかと思っています。それを最後に総括でしっかり担当の方がまとめていただいて評価した、そういった研修だったと思っています。

これはこれからも地道に続けていかなくてはいけないと思っているのが一つと、市町村でこういう虐待防止研修はどれだけ実施されているのかをお聞きしたいのです。大阪府だけやっていてもしょうがないと思うのです。事実、私は昨日市の職員が来られて、「研修をやってほしい」ということで、３月に虐待防止の研修をするようになっているのですけれども、そのあたりの事情をお聞きしたい。

○部会長　市町村の状況について何か分かれば。

○事務局　資料2の下の段になりますけれども、虐待防止研修の実施状況として、「市町村で研修をしていますか」と尋ねて、数としてまとめています。平成２８年度の数字を見ると、虐待防止センターの職員向けの研修をおこなっているのは、大阪府内の１０の市町村、事業所向けの研修をおこなっているのは、大阪府内の１９の市町村となっております。平成２７年度に比べると少し増えてきている状況ではあるのですけれども、まだ大阪府内、市町村はございますので、引き続き研修の周知、実施という形でお伝えしていきたいと思っております。

○部会長　各市町村が自主的にやっておられるという理解なのですか。大阪府でもやっているけれども、市町村でももっとやっていくようにとお話ぐらいはできるということですね。それの権限はないのですね。

○事務局　はい、これは１９の市町村が独立でやっていただいておりますので、大阪府からやれとは言えませんけれども、いろいろな勉強会を、こういった市町村がこういった研修を取り組んでいますというのを、この間もワーキングでそういった反省をしておりましたので、そういったところの情報化をしながら、どんどん広がっていけるようにわれわれも進めてまいりたいと思います。

○部会長　委員、お願いいたします。

○委員　今のお話にも関連しますけれども、おそらくそういう市町村は大阪府内にはないのではないかと思いますけれども、通報件数がゼロとかの市町村はないと考えていいのかと。なぜそのようなことをお尋ねするかというと、通報件数があって虐待認定ができるということは、それなりに虐待対応能力があると私自身は評価ができると考えているところがあるところもあって、通報件数が1件もなければ虐待対応をしたこともないという市町村があるということになるわけで、虐待がなかなか早期に発見されないところが深刻化されても、虐待が解消されないという事態が生じる可能性もあるからです。通報の少ないところに関する大阪府の何らかのテコ入れみたいなことも、お考えをいただけているのかということについても確認の質問です。

それ以外に先ほどのご質問にもありましたけれども、やむを得ない事由による措置に関する対応状況で、先ほどのお話を聞いていると分離方法をした件数、件数なのか回数なのか私には分からないですが、本資料と、後ろの資料などを見ると措置で分離方法をした件数が異なっていて、その違いが何なのかをお尋ねをしたいのと、あと分離のための居室の確保で、３２市町村がもうすでに確保されていると書いてありますが、なかなか障がいのある人の虐待を発見した時に、分離保護も必要だけれども、そこの居室、分離保護先が見つからないことは、いろいろなところで聞いているところもあります。ただ確保ができていて、３２市町村とは言えども、どの程度の数が確保できているのかは、他市と共同で活用している居室もあるということも書いてあるので、どの程度の数なのかということもお教えいただきたい。あと一定確保できているにも関わらず、やむ措置で分離保護をしない、つまり契約で分離保護しているケースのほうが多いのです。これは全国的な傾向も含めてそうなのですけれども、なぜそうなっているかについて常々不思議に思っているところで、虐待対応が基本的にはやむ措置で分離保護をするというふうにはなっていると考えているので、その点もなぜそうなっているのかについて、大阪府がどのように把握しているかをお尋ねしたいと思っています。

○部会長　はい、三つあったと思いますので、まず一つ目で、各市町村で通報とか認定がゼロというところがないですかという確認になってきていますけれども、その辺の細かいところは分かりますか。

○事務局　細かい数字まで分からないのですけれども、通報の件数がゼロという市町村は確かなかったと思います。

○事務局　ずっと続けて０件というところはないのですが、例えば人口が少ない市町村であれば今年度は０件であったというところもございます。

○部会長　続けて０件でないということは、一応分かっておられるということだと思うのですが、どういう地域か分からないので、少なければいいということではないという話なども出ていますので、少しそのあたりを見ていただく必要があるかと思います。

二つ目、やむ措置の件数について資料と数字が違うとご指摘があったのと、三つ目がやはり緊急対応なのでやむ措置の緊急対応をすべきでないかとご指摘だったと思います。併せて何か事務局でありましたらお願いします。

○事務局　二つ目の質問で、国調査と今回の大阪府内の市町村に向けた虐待防止の体制調査のほうでお示しした件数と回数の違いがあるというところなのですけれども、国調査と実は今回の市町村の体制調査が別の調査表となっておりまして、どこがどう一致していて、どこが違うのかということは、こちらでいったん確認させていただきます。大変申し訳ありません。（※１）

基本的には分離などをする時は、契約ではなくて措置でないと、というご意見もあったのですが、なぜ措置でなく契約でしているのかというところは、正直はっきりした理由というところにつきましては、また各市町村で研修ですとか、情報交換させていただく時にお聞きして、大阪府で把握させていただきたいと思っております。措置の数が、実際にはその対応をしなければいけないのに市町村の対応がもしできていないところであれば、研修等で引き続きその部分を強調してお伝えをしていきたいと考えております。以上です。

○委員　やむを得ない事由の措置をとることについては、各市町村で一定抵抗がある。つまり行政権限の行使という場面などで、かなり厳密に考えておられて、やはりハードルが高いと思われているところが多いのだろうと推測はしているところです。確かにやむ措置をして、分離保護をして、保護をしたにも関わらず、後で養護者の方からとか、施設もそうですけれども、行政が訴えられるということが、今般、結構増えてきていて、そういう意味では市町村がやむ措置に対して、ハードルをもっと一層高くしておられることも考えられると思うのですけれども、やはりそういう市町村に対しては、やむ措置を取る時にどういうことをきちんと確認とか、決定をしなければいけないのか、そうすれば大丈夫なのだということについて、丁寧にお示しをする必要があろうかと思っていまして。そのあたり大阪府の研修などでしていただくともう少し緊急対応としての措置を取ってくださるところが増えるのではないかと思ってます。

○事務局　事務局でございます。研修の中で市町村にもお知らせするとともに、またわれわれも市町村に虐待対応ワーキングということでやっておりますので、その中にもテーマとして取り上げて、具体的な事例で市町村がどういうことを悩んで二の足を踏むかとか、市町村が気になっているものもこのワーキングでできると思いますので、来年度もこういった場合に研修の場を活用しながら、そういったものを取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○部会長　いろいろ手続きとか方法的なところでの具体的な話も出ていましたけれども、要は虐待を受けている人を守るということが一番大事なので、そこを抜きにして議論することではないと思いますので、やはり必要な対応をきちんとやっていくということが私のほうでも研修等でお伝えいただくこと、そのために手順としてこういうことを踏まえておきましょうと段取りをしておかないと、ハウツーだけを伝えていくものではないと思いますので、非常に貴重なご指摘だったと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。はい、ありがとうございました。では、よろしいでしょうか。それでは、また引き続き、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、議題の3に移りたいと思います。各関係機関の取組み状況等についてでございます。冒頭でも申しましたように本部会は関係機関との連携の場でございますので、本日ご出席の委員の皆さまは関係機関の代表としてご承認いただいておりますので、それぞれのお立場において障がい者虐待防止の取り組みの状況等課題についてお話をいただきたいと思います。すみません、議論が活発なのか、予定していた時間よりかなり押していまして、本当でしたらお一人3分から4分ほどお話をしていただこうと思っていたのですけれども、大変申し訳ないのですけれども、全員の方にご発言いただきたいので、2分ぐらいで少しポイントだけ絞ってご発言いただければと思いますので、もし何か不明なご質問等があれば、最後に時間等見ながら決めますので、この順番で時計回りと逆の方向になりますけれども、お願いしたいと思います。

○委員　早速ですけれども、まず初めに昨年大阪府警察における虐待対応件数については、平成２９年中は8２７件、前年比１１６件の増加となっております。平成２５年以降、毎年対応件数が増加しております。全体的な増加に伴いまして、施設等々虐待者も増加傾向にあります。

この中、警察は被害者の安全確保を第一に考え、避難措置、あるいは加害者の逮捕で物理的な確認をはかっているところでございます。特に加害者逮捕という形で被害者と加害者を物理的に隔離できるのは警察にしかできないということがあって、国民が求める警察の在り方だと考えておりますので、虐待の状況が刑法でいう暴行罪、傷害罪等に該当すれば、まずは事件化を念頭に置き、刑事課と連携した組織的対応に務めております。犯罪構成要件に該当できず逮捕できない場合にありましても、積極的に加害者に対する指導警告等々をおこない、その時事件化できなくても、その時の証拠等々を残しておいて、次の時には必ず逮捕するというところで対応しているところでございます。今後、ますます増加が予想されるこの諸事案でございますけれども、被害者保護の観点からも皆さま関係機関との連携は不可欠でありますので、引き続きさらなる連携強化をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。以上です。

○委員　精神障がい者の家族会ということで、養護者による虐待ということが一番問題になるのかと思うのですけれども、家族会としてはすごく被害妄想が激しいとか、興奮状態にすぐになるような障がい者に対しての対応をどうするかというのも、学習会とかを開いて学び合い、どういう対応、暴力とかそういうことではなくて、どのようにそういう状態に対応するかとか、学び合いをやっております。

それと月曜日から金曜日まで、10時から3時までですけれども、家族や精神障がい者ご本人からの相談を受けております。月８０件ほどの相談がいろいろな形で寄せられますけれども、家族会の相談にはこの障害者虐待防止法は養護者が障がい者を虐待することも想定して作られた法律ですし、施行されているわけですけれども、家族会に寄せられる相談は、障がい者から養護者への虐待という相談が非常に多いです。それの原因はやはり状態が悪いからそのようなことになるわけですので、もし警察等に家族から相談があった場合には、そこには障がい者の状態が悪いからそういう相談が寄せられるのだということでありますので、いろいろなケースがあるし、いろいろな視点から障害者虐待防止法を実際に運営し、見てほしいというのは家族からの希望です。

すみません、時間がなくなるのですけれども、警察の方がいらっしゃっておりますので、一言お礼を申し上げたいと思いまして、私も私の家族も何回も警察の方にご支援をいただきまして、息子はちゃんと自立して一人暮らしができるようになりました。やはり第三者の介入があると、自分のことを客観的に見ることがだんだんとできるようになってくると思いますので、第三者の支援というのはとても大切だと思っています。どうもありがとうございました。

○委員　大阪社会福祉士会では大阪弁護士会と一緒に大阪府ならびに契約市町村と、契約されたところ、大阪府と契約しておりますので、契約していないところにも行かせていただけるということで、専門性のスキルの高い職員が行って、市町村の相談にのるとか、支援にあたるという活動をしております。全国的にも日本社会福祉会とも、また大阪の場合もそうですが、公益社団法人になっておりまして、公益性の観点からも虐待防止の取り組みに対して、様々な使いやすいマニュアルですとか、様式を作って皆さんに活用していただくようにしております。

○委員　失礼します。当会は当事者団体で、親の会の活動と、今は本人を支えるため事業もたくさんおこなっておりまして、事業所と二つの活動があります。その中で私は当事者団体ですので、権利擁護部会を1回やらせていただいていて、そこに参加してくださる方々には周知徹底ができるのですけれども、なかなか足が運べない、そういうところに来られない人たちをどのようにできるのかがいつも課題であると考えながら今の会をさせていただいております。当会は分かりやすいパンフレットであったり、非常に取り組みも活発で、それを有効に皆さまに広めていく活動が大切だと、継続してやっていくことが大事だと思っています。それと当事者団体には学校からの虐待を受けたという通報がたびたび入るのですけれども、虐待防止法は病院、学校は外されておりますので、そこは市町村、教育委員会との話し合いということで、非常にどうなんだろうと思うようなことがあります。そこのあたりの課題が一つあるのではないかと思います。今後も地道な活動を続けていきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員　コメントということで、簡単に本市の状況につきまして報告をさせていただきたいと思います。

本市におきましては、社会福祉士2名、精神保健福祉士1名、保健師1名、合計４名職員を配置し、障がい者虐待防止センターを障害福祉課に設置しており、日々相談、対応に当たっておるところでございます。虐待防止法の施行された平成２４年１０月から現在まででございますが、９２件の通報が寄せられまして、内３５件が虐待認定という形になっております。３５件の中で９割以上にあたる３２件が養護者による虐待、２件が障がい福祉施設従事者、１件が使用者による虐待でございました。先ほどの大阪府の状況、各市町村、全体の状況と同じと思っております。

虐待防止法はご存じのとおり、障がい者の方の権利擁護をはかるだけでなく、養護者支援、障がい者を含めた家族全体への支援が必要というところで、一つの事案が発生した場合、解決にはなかなか至らない部分もあり、支援の難しさを感じているところです。特に強度行動障がいのある方につきましては、養護者の方が疲弊し、虐待に至るという事案も発生しております。重篤な虐待事案につきましては、先ほどの大阪府内の分離のための居室の確保という部分がありましたけれども、本市におきましても市だけではなく、これは圏域になりますけれども、南河内の市町村で居室の確保で１室確保している状況でございます。今年は居室に入っていただくのはなかったのですけれども、去年はありました。基本は１週間という形で居室確保で入っていただくのですが、その後の行き先がなかなか見つからず、職員がたいへん苦労している状況でございます。医療機関に入院をしていて、次のところを見つけねばならず、府外の施設まで問合せ等をしているようなケースもあり、実際市だけでは少し厳しい部分も感じており、大阪府さんにもいろいろと電話をして助けていただいています。今後ともよろしくお願いしたいと考えております。以上でございます。

○委員　弊社は保険の代理業でございますので、障がい者の方、特に知的障がい者の方等に特化した保険を扱っておりますので、いわゆる虐待防止というよりも、虐待にあわれたとか、経済的被害にあわれたとか、病気になられたとか、そういう時の権利擁護であったりとか、入院保険金をお支払いしたりとか、ことが起こってからのバックアップをさせていただいておりますので、虐待防止というところでは、取り込めていないところもあります。私が所属しております企業の部会では、障がい者の方の雇用につながるように職業訓練ですとか、そのようなことをできるように会員企業を募っているところであります。

ただ、見ておりますと、いわゆる雇用主による虐待も発生しているということなので、そのあたりも同時に啓蒙していかないといけないと感じております。これからとなりますが、これからもよろしくお願いします。以上です。

○委員　ご存じかと思いますけれども、社会福祉協議会は市町村に設置されております、住民が主体となった福祉の手作りを推進する団体でございます。構成は一人住民と各団体で組織されております。中核となる事業が地区福祉委員会という住民活動になります。この地区福祉委員会というのが、小学校区に必ず設置されているものでありまして、大阪府内に７００ぐらいございます。構成は先ほど言ったとおり住民になります。中には民生委員を兼務されている方々もいらっしゃいます。主な活動としては小地域ネットワーク活動と言いまして、各地域でふれあいサロンですとか、いきいきサロン、やはり生きがいとか仲間作りをして、そういったものを開催したりとか、あとは見守り訪問、友愛訪問というところもありますけれども、安否確認を兼ねて特に一軒一軒訪問していくそういう活動や配食サービスとか、最近では子ども食堂なども委員会で取組んでいるところが増えています。

それでこの虐待防止に関連しますと、介護者家族の会とも組織されておりますので、やはり当事者の方の悩みを共有する相談できる場を作っていくことも非常に大切な事業となっております。以上です。

○委員　昨今、報道されているところによると、施設従事者による虐待で、やはり報道されているぐらいですから、警察のお世話というか、警察に逮捕されるような非常に深刻な事案も多数見受けられるところもあって、施設従事者による虐待防止にも力を入れていかなければいけないのではないかと考えているところです。昨年度高齢者の施設従事者虐待の無料の研修を施設従事者の方々に向けて行い、お申し込みをいただき、実施をさせていただいた実績を踏まえまして、今年度障がいの施設、事業所などに無料で障がい者の施設従事者による虐待についての研修の実施をしているところです。

今も５０件程度のお申し込みが来て、それぞれ順次実施をしているところなのですけれども、やはり施設従事者による虐待については、内部通報がとても重要で、ただし内部通報するにはとてもハードルが高いところもあって、そういう意味では通報するまでに、その施設の中で何らかの察知をして、自主努力というのもあれですけれども、小さな芽のうちに解消していただくのが一番いいのではないかと考えているところもあって、そうなると施設従事者の方に向けての研修というのがとても重要だと考えておりまして、今日、委員の先生の方のところでも、研修を実施されたりしているということもお聞きをして、安心をしているところでもあります。だからさらにもっとこの研修をしていきたいと思っているのですけれども、無料で実施をしているので、限界がございまして、やはり中の予算の関係もありますので、そのあたりもまた大阪府などともご相談しながらやっていけたらいいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員　使用者による障がい者虐待、こちらを対応させていただいております。組織について分かっている方もおられるかもしれませんが、一応簡単にご説明させていただきますと、労働局という組織は都道府県の中では一つずつ絶対にあります。大阪にも、そもそも労働局の下に労働基準法等々、例えば過重労働とか、賃金の不払いであるとか、そういった問題がいろいろと起きているわけですけれども、そういった問題を取り扱うのは、もちろん労働基準監督署があります。あとハローワーク、これもハローワークはご存知かと思いますけれども、こういったところでも特に障がい者に関していえば、就職支援、さらには定着指導という形で、障がい者雇用に対して特に力を入れておりまして、実際に使用者に障がい者虐待の疑いがあれば、ハローワークのこういった部署が動くということになっております。

また、労働基準監督署としては、先ほども申しましたように労働時間の問題であったり、賃金の問題であったり、いわゆる労働基準法、労働安全衛生法、あるいは最低賃金法という各使用者が守らなければいけない法律がございます。それに反した扱いを労働者がして、障がい者の方が被害にあっていることがあれば、直接そういった形で調査ないしは未払いがもしあれば、指導してそういった障がい者虐待の芽を摘むということをやってきております。

実際の数字については大阪府に提供しております数字がありまして、もちろんゆっくり見ていただけるかと思いますが、参考資料３の後に大阪府で発表している数字がありまして、そのほかも１９、２０ページに、大阪労働局における障がい者の虐待状況についてという数字がございます。時間に制限がありますので、数字の説明を割愛させていただきますけれども、障がい者虐待と認められた傾向に、なぜ経済的虐待が多いかという特徴がございます。これに関しては監督署で確認させていただきましたいわゆる賃金不払いであったり、最低賃金は大阪府は今1時間９０９円と定まっていますけれども、そういった９０９円を下回る賃金で雇われているケースであったということは、問題があったとご理解いただければと思っております。これからも大阪府、市町村とも連携を図らせていただくこともございますので、連携を図ってと考えております。以上です。

○委員　やはり管理者になるリーダーが早く虐待に気づいて、迅速に事実確認をして、徹底管理をして、みずから通報していく、そういう姿勢を全職員に示していくのは、虐待をなくす基本だと思っています。通報の中で少し私が気になっているのが、家族からの通報が、かなりの数が上がっているという数字になっています。事実、入所の施設において、原因が分からない怪我であるとかは起こるのです。やはりそれは家族にとったら、非常に虐待と近いような感情を持たれる。そういう家族もおられるので、もう一度家族との信頼関係を構築していくということが、まず重要だということをこれから伝えていきたいと思っています。

○委員　この虐待については、障がい種別はいろいろとあるのですけれども、身体障がいではそんなような虐待というようなことは聞いておりません。

まだむしろ私たちから言えば差別解消法でかなり話題はあるのですけれども、それで私はこの会議に最初から先生の下でいろいろ勉強をさせていただいたのですが、やはり障がい者の経済的虐待という部分が多いのではないかと思っております。それは金銭管理をするために通帳を預けて、お金をいる時にお金を引き出してもらうとかいう状況があるように聞いています。そうした場合は、やはり本人が通帳も印鑑もみんな預けているので、勝手に使われていても分からないだろうと。そんなのが明らかな数字として出てきているのかと言えば、おそらく出てないだろうというところで、それだけはずっと私は関心を持っているのですけれども、そういうことが往々にしてあるのではないかと思います。そういうのが明らかになるというのは、おそらくないと思っております。そのあたりが一番問題だと思っております。えらい訳の分からないことを言ってすみません。以上です。

○委員　先ほど紹介がありました大阪府社会福祉協議会の中の一つの部署として事業をやっております。今の先生のお話とか、今日の資料でいただいている大阪府の調査の対応状況と大阪府の取り組みという最後につけていただいている資料の10ぺージのところに権利擁護に関する対応、表２１があります。そこで成年後見制度の利用とか、手続きとか、日常生活自立支援事業の利用、関連についてはまだどうなのかという話はなかったかと思うのですが、まさに私ども自分たちでやっているのがこの日常生活自立支援事業です。

先ほどの先生のお話で経済的虐待の部分がなかなか表面に出てこないとおっしゃっておられましたけれども、ここ数年来、日常生活自立支援事業の利用者の中で、障がい者の方で経済的虐待を受けられたことがあるとか、恐れがあるとか、そういった形で、何らかの予防的な、またはあと防止的な形で事業を利用される方がやはり増えております。私どもも支援者会という弁護士の先生やら精神科の先生方も含めた委員会で、事案の検討とか、どんな傾向で事業を利用されているかという報告をすることになっておりまして、その中で皆さま方の専門的な視点からご助言を受けております。

その中でやはりこの事業だけで、この事業もそれぞれの市町村社協が直接利用者さんと契約をされてする事業なのですが、その事業だけではやはり難しい。特に虐待の事案は地域の関係機関の皆さんとの連携とかが大事なので、そういったことを念頭に置きながら、この事業も進めていって、防止に努めていきたいと思います。以上です。

○部会長　はい、ありがとうございました。皆さんのご協力で短時間でご説明いただきました。ありがとうございました。まだいろいろ質問等があるかと思いますけれども、時間の関係でもし何かありましたら、個別にお尋ねいただいたらと思います。それぞれの報告について、また関係機関と虐待防止の推進をと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　時間の関係もございますので、簡単にご報告だけさせていただきます。資料としましては、参考資料、障がい者虐待事案についてというペーパーと新聞記事を載せた資料になっています。昨年末に寝屋川市で３０代の女性の方が両親に監禁されて死亡されたという事件があったということのご報告になります。すごく簡単ですけれども、時間の関係もございますので、以上で簡単な報告とさせていただきます。

○部会長　はい、ありがとうございました。この件に関して、このことを防ぐためにも、やはり一定の整理、検証をおこなう必要があるのではなのかと思いますけれども、いかがでしょうか。何か障害者虐待防止法において、こういったことに関する規定みたいなものがあれば、そこも合わせてご説明いただければと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局　虐待防止法の４２条に調査研究というところがございまして、その中身は『国および地方公共団体は、障がい者虐待を受けた障がい者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析をおこなうとともに』というところがございます。少し中略させていただきまして、『調査および研究をおこなうものとする』という法文がございます。４２条調査研究というところがございます。ただし、養護者虐待におきましてはその通報の窓口とか事実確認をおこなうことは、市町村の役割となっておりますので、大阪府として養護者虐待の事案に関して詳細な情報を得ることがなかなかできないという状況もございます。

○部会長　はい、今の事務局からのご報告を踏まえて何か委員の皆さまからこの事件に関するご意見とか、今、検証という話が出ていましたけれども、何かご発言いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。この件はご存じだと思うのですけれども。委員、何か。

○委員　事実関係が報道のものしかなくて、精神科のお医者さんがご両親がお連れになった時、ご相談になった時のお医者さんがテレビでお話になっておられたように思いますけれども、結局ご両親としてはもう医療機関に頼ることもできない、国も頼ることができないということで、もうご自分たちで対応するという方法を取られて、その方法がこれだったのかというようなことは思っているのですけれども、結局これがもっと早くに何らかの形で発見をされて、この状態が解消されることが、もし可能であったとしたら、何らか関わっていた機関なり、関係者のところからの通報とか相談がむしろ両親からほかのところへ相談でも構わないと思うのですけれども、そういう仕組みがやはり整えられていないと、やはり同じようなことが今も起きているかもしれないということを思いますと・・・。同時にいろいろな調査をされても、警察のご協力を得られるのかどうか私は分からないのですが、寝屋川市独自でされるのだろうと思いますけれども、その点大阪府も何らかの形でお力を寝屋川市に貸していただけたらいいのではないかと思っているところです。

○部会長　はい、ありがとうございました。お願いします。

○委員　この事案、私も非常に気にかかって、どういう状況なのかと思っていたのですけれども、先生がおっしゃったように、報道の情報しかないということで、何度も報道されていますけれども、非常に特異といえば特異で、児童期から始まっているだろうという閉じこもりというか、どこにも行かない状況というのが、誰にも知られなくて、転居してきているというのも一つ特徴だと思うのですけれども、転居してきてもご両親が周りとまったく付き合いなさらずに、外に向けて１０個ぐらいカメラをつけて、誰も来ないかを見ていたところもありますし、本人も長いこと閉じ込められたままで、生活を強いられていたということがありますが、こういった事案は今の大阪で起こっているということを非常に重く受け止める必要があると思っています。

行政を責めても、児童相談所や学校を責めても、実態がどうなのかははっきり出てこないですけれども、責めるということではなくて、やはり児童虐待の場合だったらこういう重大な事案が起こった場合は徹底的に検証をして、どういうことがどういうふうに推移していって、こういうことが起こったということを検証していく。法律上もそうなっているのですけれども、これを絶対にやらないとこのまま報道でもいろいろな情報が出たままで、うやむやになっていっては大阪としてだめだと。今、おっしゃっていたように市のほうが情報をたくさん持っておられるということですし、学校との関わりしかなかった、ただ、障がい基礎年金は受け取られていたということなので、障がい基礎年金の申請の際のお医者さんとか窓口とかは対応しておられたわけですし、そういったところにヒントはなかったのかとか、そういうことを含めて徹底的に検証するべき事案だと思います。そして防止策というのを共有していくということが大事なのではないかと思います。

○部会長　はい、ありがとうございました。今、二人の委員から徹底的に検証すべきではないかとご意見をいただきまして、たぶん皆さん、同じような思いでおられるのではないかと思います。今回は寝屋川市に対して事件の検証について働きかけていただくということで、ぜひお願いをするということでよろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○部会長　また、よろしくお願いをしたいと思います。

では、以上をもちまして議題による報告については終了いたしましたので、以上でお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局　委員の皆さまには長時間にわたる熱心なご議論と貴重なご意見をたまわり、誠にありがとうございました。これを持ちまして平成２９年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

（終了）

（※１）大阪府ホームページに掲載している資料は修正済。